

○南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱

令和4年8月31日

告示第74号

改正 令和5年3月31日告示第48号

令和6年3月27日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、電話を用いた特殊詐欺等による被害の未然防止を図るため、着信前自動警告及び自動録音機能を有する固定電話機（以下「防犯機能付電話機」という。）又は固定電話機に設置する同機能を有する外付け機器（以下「外付け防犯録音機」という。）の購入に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内で交付する防犯機能付電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請日及び実績報告日において市の住民基本台帳に記載されており、現に居住していること。
- (2) 交付申請日において、満65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税等の滞納がないこと。
- (4) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 前項に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、防犯機能付電話機又は外付け防犯録音機とする。

2 前項に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器の購入に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分
- (7) 補助対象機器に付随するサービスの加入及び利用に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象機器に応じ、当該各号に掲げる額と補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 防犯機能付電話機 10,000円
- (2) 外付け防犯録音機 5,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、防犯機能付電話機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が明らかとなる書類(見積書等の写し)
- (2) 補助対象機器の機能が確認できる書類(カタログ、仕様書等の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、規則第5条の規定により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第6条第1項の市長が別に定める期日は、前条に規定する通知を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象機器の購入設置の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに防犯機能付電話機等購入費補助金実績報告書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証明する書類(購入店、購入日、金額、商品名が確認できる領収書の写し)
- (2) 購入した機器の機能が確認できる書類(カタログ、仕様書等の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、規則第11条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知があったときは、防犯機能付電話機等購入費補助金交付請求書(様式第3号)に、通帳の写しを添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 第7条の規定による交付決定の日又は第10条の規定による確定通知の日において、第2条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を防犯機能付電話機等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、防犯機能付電話機等購入費補助金返還命令書（様式第5号）により交付決定者に補助金を返還させなければならない。

（譲渡等の禁止）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて購入した補助対象機器について、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売り払い、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（調査への協力）

第15条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年告示第48号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

防犯機能付電話機等購入費補助金交付申請書

防犯機能付電話機等購入費補助金の交付を受けたいので、南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、市が当該申請の審査に必要な範囲で私及び同一世帯の者に係る住民基本台帳及び市税の納付状況について、閲覧することに同意します。

申請内容

世帯の65歳以上の者	住所	南あわじ市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
購入（予定）機器	種類	<input type="checkbox"/> 防犯機能付電話機 <input type="checkbox"/> 外付け防犯録音機
	製造者名	
	品名	
	型番	
	補助対象経費	円（税込）
補助金交付申請額		円 ※100円未満切り捨て

添付書類

- 補助対象経費が明らかとなる書類（見積書等の写し）
- 補助対象機器の機能が確認できる書類（カタログ、仕様書等の写し）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）
- その他市長が必要と認める書類

誓約事項

- 世帯員は南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。
- 防犯機能付電話機等購入費補助金を重複して受給したとき又は虚偽その他不正の手段により受給したときは、速やかに返還に応じます。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

防犯機能付電話機等購入費補助金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定があった防犯機能付電話機等購入費補助金について、補助対象機器の購入及び設置が完了したので、南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

報告内容

設置先住所	南あわじ市	
購入 機器	種類	<input type="checkbox"/> 防犯機能付電話機 <input type="checkbox"/> 外付け防犯録音機
	製造者名	
	品名	
	型番	
	購入金額	円（税込）
	購入年月日	年 月 日
	電話番号	()
※機器の設置確認のため、上記の電話番号に架電します。		

添付書類

- (1) 補助対象経費の支払を証明する書類（購入店、購入日、金額、商品名が確認できる領収書の写し）
- (2) 購入した機器の機能が確認できる書類（カタログ、仕様書等の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

防犯機能付電話機等購入費補助金交付請求書

年 月 日付第 号で補助金等確定通知があった防犯機能付
電話機等購入費補助金について、南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金
交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額 金 _____ 円

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※申請者本人名義の口座をご指定ください。

添付書類

振込先を確認できる通帳の写し

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

防犯機能付電話機等購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定した防犯機能付電話機等購入費補助金について、南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金額 金 円を取り消す。

既決定額	今回取消額	今回決定額
円	円	円

取消の理由

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

防犯機能付電話機等購入費補助金返還命令書

年 月 日付第 号で交付決定した防犯機能付電話機等購入費補助金について、南あわじ市防犯機能付電話機等購入費補助金交付要綱第13条の規定により、返還を命令します。

- | | | | | | |
|---|----------|---|---|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | | | 円 |
| 2 | 補助金返還額 | 金 | | | 円 |
| 3 | 補助金交付日 | | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 補助金返還期限 | | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 補助金返還理由 | | | | |

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 11 条関係)

様式第 4 号 (第 12 条関係)

様式第 5 号 (第 13 条関係)